



## 電子カルテ情報共有サービスについて②

前号にて、電子カルテ情報共有サービスの概要について解説しました。

今回は、電子カルテ情報共有サービスを進めるにあたり重要である「電子カルテ情報の標準化等」について解説します。

### ■ 電子カルテ情報の標準化等

現在、電子カルテのベンダーごとにデータ形式や様式が異なるため、情報の相互運用が困難です。そのため、電子カルテ情報共有サービスの運用するにあたり、「電子カルテ情報の標準化」が必須となります。この電子カルテ情報を標準化するための規格として、医療情報交換のための国際標準規格である HL7 FHIR(Fast Healthcare Interoperability Resources)を用いて実装します。

### ■ 病院への補助

電子カルテ情報標準規格準拠対応事業として、病院を対象に電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に電子カルテ情報・文書を FHIR に基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等にかかる費用について補助金が交付されることとなりました。

#### 1. 健診実施医療機関の場合（健診部門システム導入済の医療機関）

##### 補助率及び補助上限（共有する電子カルテ情報が3文書6情報）

	大規模病院 (病床数200床以上)	中小規模病院 (病床数199床～20床)
補助内容	6,579千円を上限に補助 (事業額の13,158千円を上限に その1/2を補助)	5,457千円を上限に補助 (事業額の10,913千円を上限に その1/2を補助)

※ 3文書（①診療情報提供書、②退院時サマリー、③健康診断結果報告書）

※ 6情報（①傷病名、②アレルギー、③感染症、④薬剤禁忌、⑤検査（救急、生活習慣病）⑥処方情報）

#### 2. 健診未実施医療機関の場合（健診部門システム未導入の医療機関）

##### 補助率及び補助上限（共有する電子カルテ情報が2文書6情報）

	大規模病院 (病床数200床以上)	中小規模病院 (病床数199床～20床)
補助内容	5,081千円を上限に補助 (事業額の10,162千円を上限に その1/2を補助)	4,085千円を上限に補助 (事業額の8,170千円を上限に その1/2を補助)

※ 2文書（①診療情報提供書、②退院時サマリー）

※ 6情報（①傷病名、②アレルギー、③感染症、④薬剤禁忌、⑤検査（救急、生活習慣病）⑥処方情報）

## 補助の対象

- ①. 6 情報及び各文書を、FHIR に基づき多形式に変換し、医療機関システムと電子カルテ情報共有サービス間で電子的に送受信する機能を、電子カルテシステム等に導入する際にかかる費用。(システム改修費用、システム適用作業等費用 (SE 費用、ネットワーク整備等)  
 ※医療機関システム：電子カルテシステム、レセプトコンピュータ/医事会計システム、文書作成システム、地域連携システム、検査システム、健診システム等の総称
- ②. 健康診断部門システムと電子カルテシステム連携費用

出典：医療機関等向け総合ポータルサイト 電子カルテ情報共有サービスの導入に係る補助金

## ■ 無床診療所向け「標準型電子カルテα版」

2022年5月に自由民主党政務調査会により提言された「医療DX令和ビジョン2030」において、「全国医療情報プラットフォームの創設」「電子カルテ情報の標準化」「診療報酬改定DX」の取組について、推進することが重要とされています。

その中でも、電子カルテ情報の標準化とともに「標準型電子カルテ」についても提言されています。

また、厚生労働省が発表した電子カルテの普及率を見ると、電子カルテの導入率は低く、中でも200床未満の一般病院、診療所での導入率は50%未満にとどまるため、電子カルテそのものの普及率を向上させる必要があります。

<表：電子カルテシステムの普及状況の推移>

出典：医療施設調査（厚生労働省）

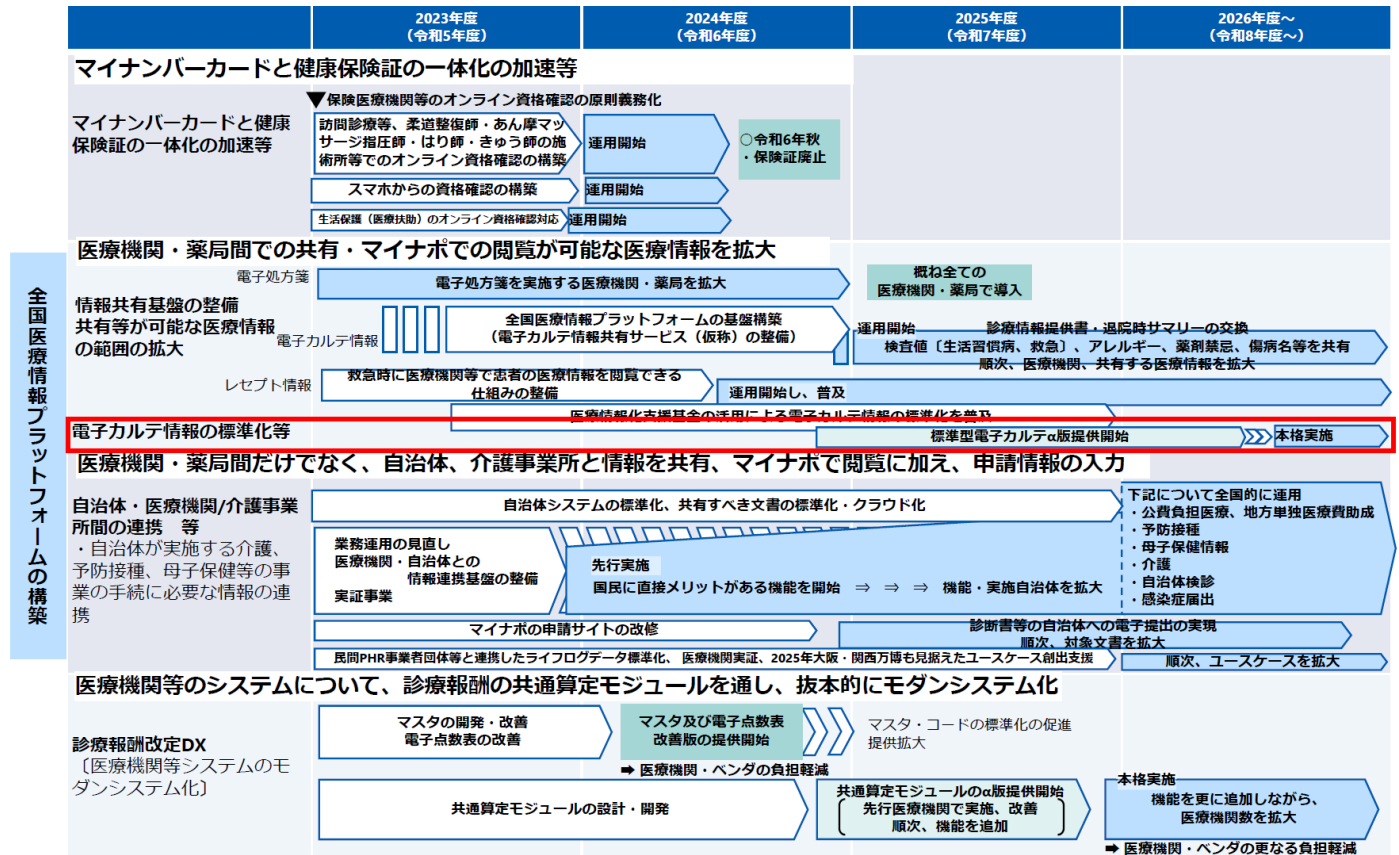
	一般病院 (※1)	病床規模別			一般診療所 (※2)
		400床以上	200～399床	200床未満	
平成20年	14.2 % (1,092/7,714)	38.8 % (279/720)	22.7 % (313/1,380)	8.9 % (500/5,614)	14.7 % (14,602/99,083)
平成23年 (※3)	21.9 % (1,620/7,410)	57.3 % (401/700)	33.4 % (440/1,317)	14.4 % (779/5,393)	21.2 % (20,797/98,004)
平成26年	34.2 % (2,542/7,426)	77.5 % (550/710)	50.9 % (682/1,340)	24.4 % (1,310/5,376)	35.0 % (35,178/100,461)
平成29年	46.7 % (3,432/7,353)	85.4 % (603/706)	64.9 % (864/1,332)	37.0 % (1,965/5,315)	41.6 % (42,167/101,471)
令和2年	57.2 % (4,109/7,179)	91.2 % (609/668)	74.8 % (928/1,241)	48.8 % (2,572/5,270)	49.9 % (51,199/102,612)

【注 釈】

- (※1) 一般病院とは、病院のうち、精神科病床のみを有する病院及び結核病床のみを有する病院を除いたものをいう。  
 (※2) 一般診療所とは、診療所のうち歯科医業のみを行う診療所を除いたものをいう。  
 (※3) 平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

出典：厚労省 第1回標準型電子カルテ検討ワーキンググループ資料

このようなことから「標準型電子カルテ」を開発、導入を進めるために、2025年3月から無床診療所向け「標準型電子カルテα版（試行版）」を一部の無床診療所で試行し、結果を踏まえて本格版の開発を進めていく予定となっています。



出典：厚生労働省 第1回標準型電子カルテ検討ワーキンググループ資料

「医療 DX 令和ビジョン 2030」においても、遅くとも 2030 年に概ねすべての医療機関において電子カルテの導入を目指すと言われています。このような電子カルテ導入においてかかる費用について現時点では補助金の情報はありますが、今後発令される可能性があります。最新情報は、厚生労働省 電子カルテ情報共有サービス専用ページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/johoka/denkarukyoyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/denkarukyoyuu.html)) 等をご確認ください。

また、こちらの医業経営ニュースでもお知らせいたしますので、引き続きこちらの最新情報もご確認ください。

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、または TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。